

平成 23 年
3 月 1 日

オフィス
小笠原

ニ ュ ー ズ レ タ ー

163 号

実は、オフィス小笠原は行政書士の業務もしていたのです！

オフィス小笠原は、社会保険労務士のイメージが強いと思いますが、発足当初より行政書士の仕事もしていました。建設業の皆さまは、建設業決算報告や更新、経営事項審査、指名願い等の業務を通じてお分かりいただいていたものと思いますが、一般の事業の皆様は分からなかったかもしれません。当事務所では、昨年 12 月、行政書士の源君を雇用することにより、従来以上に行政書士業務の受託体制を整えました。また、職員の中島、若月、両君も行政書士資格取得を目指し、勉強しているところです。さらに、現在、産休中の加藤社労士も昨年 7 月に当事務所の職員となり、社労士業務の受託体制も整えたところです。厳しい経営環境下、当事務所としましては、受託事業場の経営改善に積極的に資するため、事務所環境をさらに整えていく所存です。なお、当事務所が扱っている主な行政書士業務は、次のとおりです。

- ① 建設業許可申請、決算報告書、経営事項審査、経営事項審査シュミレーション、経営状況分析、各種指名願
- ② 産業廃棄物処理業許可
- ③ 介護事業許可
- ④ 外国人在留資格証明
- ⑤ 法人設立[一般社団法人、株式会社、LLC (合同会社)、農業法人、NPO法人、LLP (有限責任事業組合)、医療法人、社会福祉法人、等]
- ⑥ 車庫証明、自動車登録申請 (車の名義変更)
- ⑦ 風俗営業許可申請
- ⑧ 相続手続 (遺産分割協議書)
- ⑨ 遺言書作成支援
- ⑩ 各種契約書の作成
- ⑪ 宅地建物取引業免許
- ⑫ 旅館業営業許可
- ⑬ その他

お問い合わせ、相談はオフィ

ス小笠原へ (29-3159)

■障害年金の相談が増えています。

高齢化率 30%超という土地柄か、小樽市内在住者からの障害年金相談が増えています。また、精神疾患の罹患者も多く、そういった方からの相談も増える傾向にあります。当事務所では、障害年金の相談にも力を入れ、市民の権利の擁護を図りたいと思っています。何なりとご相談ください。

障害年金額は次のとおりです。

- | | |
|------------|---|
| (1) 障害基礎年金 | 【1 級】 792,100 円×1.25 (≒990,100 円) +子の加算
【2 級】 792,000 円+子の加算 |
| (2) 障害厚生年金 | 【1 級】 報酬比例の年金額+1.25+配偶者の加給年金額 (227,900 円) +基礎年金
【2 級】 報酬比例の年金額+配偶者の加給年金額 (227,900 円) +基礎年金
【3 級】 報酬比例の年金額 |